

教員養成政策の「特例措置」に関する日韓比較研究
-COVID-19感染拡大が教育実習実施に与えた影響を
中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教育実習指導室 公開日: 2021-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山下, 達也, 田中, 光晴 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21718

教員養成政策の「特例措置」に関する日韓比較研究

— COVID-19 感染拡大が教育実習実施に与えた影響を中心に —

山下達也 田中光晴

はじめに

本稿は、COVID-19 の感染拡大が教育実習の実施に与えた影響を踏まえ、日本における文部科学省や現場の対応を整理するとともに韓国におけるそれとの比較を通じて教員養成政策の「特例措置」の在り方について検討するものである。

2020 年に感染が拡大した COVID-19 は教育界に多大な影響を及ぼし、初等教育から高等教育段階に至るまで多くの教育機関で臨時休校や学年暦の変更、分散登校、学校行事の延期・中止、オンライン授業の実施といったこれまでには経験したことがない措置、対応をとらざるをえない状況となった。こうした状況は大学における教員養成に関わる教育活動にも影響を及ぼし、とりわけ教育実習の実施をめぐっては多くの問題や困難が生じた。

具体的には、およそ 5～6 月に予定されていた小学校、中学校、高等学校での教育実習は、その多くが同年の 9 月以降に延期されたばかりでなく、実習期間の短縮や実習生の受入れそのものの取り止めが各地で起きた。

2020 年 5 月 12～19 日の期間に共同通信社が行った調査によれば、「教員免許取得を卒業要件としている国立の教員養成系大学・学部 44 校のうち、新型コロナ感染拡大によって、学生の教育実習が延期されるなどの影響を受けているとした大学は、全体の 9 割を占める 40 校に上ること」が分かったほか、小中学校の免許取得に必要な介護等体験についても、9 割近くが影響ありと回答している⁽¹⁾。

2020 年 8 月には天理大学のラグビー部で集団感染が起これ、同大学のラグビー部でない学生が教育実習の受け入れを断られたり、実習前に検査を受けるよう求められたことは報道でも大きく扱われ、注目を集めた⁽²⁾。また、9 月には学生の感染が相次いだ信州大学が感染の拡大を防ぐことを目的に年度内の教育実習の中止を決定したり、大阪府岸和田市の小学校で教育実習中であった大学生が PCR 検査で陽性となったと虚偽の申告をし、実習校と近隣の幼稚園が休校、休園となる騒動が起こるなど、延期された教育実習が開始されだした 9 月以降も例年には見られない対応や事例が続いた⁽³⁾。

とりわけ、教員免許の取得を目指す学生と実習生を送り出す大学がもっとも対応に苦慮したのが、現場実習の受け入れ拒否・中止であろう。2020 年 10 月 6 日の熊本日日新聞には、「コロナ禍、教育実習やっ」とスタート 県立高、受け入れ断りも 実習生に戸惑い」という記事が掲載され、そこには以下のように記されている。

高校教員免許取得を目指す学生には、県立高校から実習を断られた人もいる。その一人、文学部 4 年の学生は「高校の時から教員志望。コロナ禍で母校での実習ができなかったのは仕方がないが、自分の将来の教師像が想像できない」。九州ルーテル学院大(同市中央区)でも 1 人が県立高から断られたという。

県教委高校教育課によると、県立高の実習生受け入れは大学が学校と協議して決めるが、新型コロナの影響などで受け入れていない学校もある。ある県立高校の副校長は「学生を受け入れたい気持ちは非常に強いが、お互いに感染リスクを背負っており、生徒や大学生に迷惑をかけられない」と打ち明ける。⁽⁴⁾

記事にあるように、教育実習を行う予定であった学生が受け入れを断られるといったケースは決して珍しいことではなく、筆者が所属する大学においても2020年11月時点で6名の学生が現場実習を行うことができなくなったという状況にある。

文部科学省は2020年4月に「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」、5月に「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（通知）」という通知を大学等宛に出し、COVID-19の感染拡大防止に留意した教育実習の実施を図るも、その後の状況を踏まえ、8月には教育実習の科目の総授業時間数の全部を大学等が行う授業により行うことができるという「特例措置」を認めるに至った。

2020年、COVID-19の感染は世界中で拡大しており、こうした教員養成に関わる「特例措置」がとられたのは日本だけではない。他の国・地域とは感染拡大の状況や教育制度そのものが異なるため単純な比較によって得られる知見には限界があるだろう。しかし、COVID-19の感染拡大により国内の教員養成政策、特に学校での現場実習にどのような影響が及んだか、そしてそれに対してどのような措置がとられたのかということについての他国の事例は、日本の「特例措置」の妥当性を検証し、今後の対応を模索するうえでの示唆を含むのではないだろうか。

本稿はこうした問題意識の下、比較的日本と年度の始まり・終わりの時期が近く、また、教育制度と学校文化にも多くの共通性を有する韓国の事例に着目し、以下の3点に沿って論じることとする。

第一に、日本における教育実習実施をめぐる一連の対応について、おもに文部科学省の通知、事務連絡等の資料をもとに整理する。また、それらの影響が実習校、大学等にどのようなかたちで及んだのかという点についても触れる。

第二に、韓国でのCOVID-19の感染拡大状況を確認したうえで、教員養成政策にどのような影響が及んだか、また、それに対してどのような措置がとられたのか、おもに教育実習の実施という点から情報を整理し、対応の事例についても取り上げる。

第三に、日本と韓国の対応について比較・検討を行ない、両者の特徴を明らかにするとともに日本の「特例措置」の在り方、今後の対応についての示唆を得たい。

1. 日本における教育実習実施をめぐる対応

2020年1月16日、厚生労働省は中国の湖北省武漢市に滞在した後に日本へ帰国した男性からCOVID-19が検出されたと発表した。これが日本におけるCOVID-19感染の初確認とされている⁽⁵⁾。その後、国内での集団感染が相次ぎ、2月27日には、さらなる感染の拡大を防止するための措置として安倍晋三内閣総理大臣（当時）が3月2日から全国の小学校、中学校、高等学校の臨時休校を要請するという事態に至った。

4月に入ってもなお状況は好転せず、児童・生徒たちの登校開始を見送る自治体、学校が多かったため、教育実習を行う学校と実習生を送り出す大学、そして学生たちが抱いていた2020年度の教育実習実施に関する懸念は払拭されることはなかった。

そのような状況にあって文部科学省は、4月3日に総合教育政策局教育人材政策課長名の通知（「令

和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」を教職課程を置く各国公立大学長・各指定教員養成機関の長宛に送付した。（以下、この通知を「4月通知」とする。）

「4月通知」でまず注目されるのは、教育実習実施時期の変更を検討することが要請された点である。通知には、「例年、春から夏に実施しているものについても、臨時休業明けは特に例年に比べて学校の業務負担が大きくなることも想定されるため、教育委員会等と協議の上、必要に応じて実施時期を秋以降とすることも検討していただきたい⁽⁶⁾」とあり、この「4月通知」が出されて以降、大学の前期（春学期）に実施予定であった実習を後期（秋学期）に変更するという対応が各所で見られるようになった。

一般社団法人全国私立大学教職課程協会が行った「COVID-19の影響下にある今年度教育実習・介護等体験の見通しに関する調査⁽⁷⁾」では、教育実習の実施時期について、75.3%の大学が「実習生の7、8割以上が後期（未定含む）に回っている」と回答し、12.4%の大学が「実習生の半数程度が後期（未定含む）に回っている」と回答している⁽⁸⁾。つまり、87.7%の大学では半数程度以上の学生の教育実習が秋以降に延期されたということになる。

また、「4月通知」では学生への指導で、教育実習の開始2週間程度前から毎朝の検温や風邪症状の確認を行うこと、学校における感染症対策の取組について十分に理解させること、濃厚接触者と特定された場合や発熱等の風邪症状がみられる場合の対応等について触れられており、例年には見られない「留意事項」が示されているが、この時点では感染の拡大に留意しつつも、あくまで定められた基準の範囲内で現場実習を行うことを念頭に置いた対応が求められた。

しかし、その後COVID-19の感染はさらに拡大し、7都府県に対する緊急事態宣言の発令（4月7日）、全都道府県に対する緊急事態宣言の発令（4月16日）、国内累計感染者数の10,000人を超え（4月18日）を経て、文部科学省は5月1日に教育実習に関する新たな通知を出すことになる。それが、「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（通知）」⁽⁹⁾である。（以下、この通知を「5月通知」とする。）

「5月通知」では、臨時休校の長期化とそれに伴う通常の実習受入れ困難化という状況を踏まえ、教育実習期間の弾力化に焦点が当てられている。

では弾力化とは具体的にどのような措置なのか。「5月通知」では、「教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学・専門学校等における授業により行うことは差し支えない。ただし、各大学・専門学校等において、変更前の小学校等における教育実習に相当する教育効果を有することが認められる場合に限る」とされた。3分の1を超えない範囲であることや学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるようなものとして実施するという点に留意しながら、現場実習の一部を大学等での授業で行うことができるという選択肢が示されたのである。

この「5月通知」が出されて以降、全国の大学では、学生たちが実習校から実習期間の短縮を求められるという事態が生じている。前述した全国私立大学教職課程協会の調査によれば、実習期間の短縮を求められている状況について、72.8%の大学が「1週間の短縮」、24.4%の大学が「2週間の短縮」を求められていると回答した⁽¹⁰⁾。実習期間の短縮をめぐっては、教育実習の重要性に鑑み、実習生の受入れを決めていたものの、感染の拡大防止や子どもたちのフォローに細心の注意を払いながらの受入れに限界を感じていた学校が「5月通知」に背中を押され、期間の短縮を決定した格好である。

こうした状況の中、実習生を送り出す側の大学等では、現場実習の短縮分を補う教育活動についての検討・決定を急ぎ行うこととなった。「学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような」教育活動であることに留意しながら、各大学がどのような対応をとったか現時点では十分な情報を得ることが困難だが、主として教員養成を行う教育大学、教育学部と全学部にもたがる教職課程を運営する大学

とではカリキュラム上、また、附属施設等の違いがあり、具体的な対応の在り方には差が生じたものと考えられる。

いずれにせよ、「5月通知」で示された実習期間の弾力化により、COVID-19の感染が拡大する状況においても教育実習はあくまで現場実習と大学における教育活動のセットで行うという原則の維持が図られた。しかし、COVID-19のその後のさらなる感染拡大は、こうした原則の維持をも困難なものとした。

5月4日、日本政府は「緊急事態宣言」を5月31日まで延長することを発表、6月2日には「東京アラート」による都民への警戒呼びかけを行うも、7月には東京の1日の感染者数の最多を更新したほか、国内の死者が1,000人を超えた。こうした中、文部科学省は8月11日に教育実習の実施に関わる新たな通知を出すことになる。それが、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」である。(以下、この通知を「8月通知」とする。)

「8月通知」は、文字通り、教育職員免許法施行規則等の一部を改正することに関する通知であるが、その目的は「教育実習の科目の扱いに関する特例措置を定めるため」であった。

では、ここでいう「特例措置」とはどのようなものだろうか。「8月通知」の「改正の要点」には、「令和2年度限りの特例的な取扱いとして、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等が令和2年度に教育実習の科目の授業を実施できないことにより、大学等に在学する学生又は科目等履修生(以下「学生等」という。)が教育実習の科目の単位を修得できないときは、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもってあてることができることとすること」とある。加えて、「留意事項等」に「令和2年度に限り、教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う授業により行うことができる」と記されている点が注目される。

すなわち、学校での現場実習、またはそれを含む教育実習科目そのものを実施できない場合でも他の方法により代替可能とする「特例措置」が示されたのである。この「特例措置」は「5月通知」までの対応と次の2点において大きく異なる。第一に、現行規則の範囲内での柔軟な対応や弾力化という域を越え、規則等の改正を要する対応であること、第二に、現場での実習を一切行わないというケースをも想定していることである。特に第二の点は、「特例措置」とはいえ、教育実習の在り方の根幹に触れる重大な決定といえる。

この「8月通知」が出された影響は大きく、各地で教育実習の受入れを見合わせるという実習校からの申し出が相次いだ。全国私立大学教職課程協会の調査では、141校(39.6%)の大学が「実習の受け入れ見合わせを求められている」と回答している。また、回答からは、「本年度教育実習予定者のうち、全部を大学において行う実習予定者数は約1,000人以上であることがわかった」という⁽¹¹⁾。つまり、全国私立大学教職課程協会の加盟校のみを対象とした調査の結果だけでも全国で1,000人以上の学生が現場での教育実習を行うことなく教員免許を取得する見込みであることがわかる。

教育の現場では、徹底した感染防止の取り組みや変則的なスケジュールでの実施となった学校行事、授業等で異例の対応を継続的に求められており、責任をもって教育実習生を受け入れることができないと実習校側が判断することには一定の理解が示されるものの、現場実習を経ずに教員免許を取得することへの懸念や大学・学生側への新たな負担が生じることとなった。

前掲の調査によれば、教育実習期間の短縮や受入れ見合わせへの大学側の対応として、もっとも多かった回答は「大学での教育実習指導を行う」で206校(57.9%)、次いで「方針を検討中であり、決定に至っていない」が86校(24.2%)だったという。大学において「教育実習に相当する教育効果を有することが認められるものであり、かつ、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような」指導をどのように行うことができるかという点については、前述した期間短縮への対応と同様、主として教員

養成を行う教育大学、教育学部と全学部にまたがる教職課程を運営する大学とではカリキュラムの臨時的变化の有無・多少、負担等に違いがあり、具体的な対応に差が生じたものと推測される⁽¹²⁾。また、「特例措置」が示されてから2か月以上が経った10月の時点でも対応の決定を見ない大学が少なからず存在していることそれ自体も看過できない事態といえよう。

なお、「8月通知」では、今回の「特例措置」の対象者について、「令和2年度に教育実習の科目の履修を希望しながら、大学等が授業を実施できないことにより単位を修得することができなかった者は、卒業年次の学生等であるか否かに関わらず、教育実習特例の対象とする」としている。

以上、COVID-19感染拡大の状況下における日本の教育実習に関する対応を概観したが、その流れは文科省から出された3つの通知によって、実施時期の変更（「4月通知」）→実施期間の弾力化（「5月通知」）→現場実習を行わないことをも想定した「特例措置」（「8月通知」）と整理することができる。

2. 韓国における教育実習実施をめぐる対応

(1) 教職課程と教育実習の位置付け

韓国では、初等教員は教育大学という専門機関を中心に養成されており、目的型養成体制がとられている。一方で、中等教員⁽¹³⁾は教員養成を目的とする師範学部と一般大学に設けられた教職課程によって養成がなされているため目的・開放折衷型といえる⁽¹⁴⁾。

教職科目の運用規定については、「教員資格検定令」及び同施行規則、「幼稚園及び初等・中等・特殊学校等教師資格取得のための細部基準」（以下「細部基準」という。）に定められている。同施行規則第12条によれば、教員資格取得には、専攻科目50単位以上及び教職科目22単位以上の計72単位以上履修することとされている。

教育実習は、初等及び中等教員養成課程とともに、教職科目22単位に含まれており、4単位以上とされている。先の「細部基準」第6条によれば、教育実習は学校現場実習と教育奉仕活動に分けられ、学校現場実習は1単位当たり2週間（または80時間以上）とされており、学校現場実習が可能な機関は、初等中等教育法による学校、在外国民の教育支援等に関する法律による韓国学校（いわゆる在外教育施設）、平生教育法による学力認定生涯学習施設、教員養成機関が交流協定を締結した外国の大学又は教育庁が指定した正規の幼稚園及び初・中等学校とされている。教育奉仕活動は、1単位当たり30時間以上とするが、細かな規定は大学が定めることとされている。教育奉仕活動が可能な機関は、教育実習が可能な機関と同様であるが、これに加え、公共機関の長が認定した非営利機関での活動も可能とされている。教育実習4単位を現場実習のみで行う場合、単純に8週間の実習期間となる。この一部を教育奉仕活動で振り替える場合、2単位（60時間分）を振り替えることができる。

では初等教員の教育実習の設定状況について、各大学の教育課程編成を基に見てみよう。ソウル教育大学と光州教育大学の教育課程は入手できなかったため、10の教育大学を一覧にした（【表1】参照）。ほとんどの大学が設定単位を4単位としているが、その構成を見ると単位設定がない実習科目を設定していることが分かる。例えば、公州教育大では、2年前期に1週間の参観実習があり、3年後期の授業実習（4週間）、4年生後期の総合実習（4週間）、さらに協力実習が60時間設けられている。一方で大邱教育大の場合は、1年生前期及び2年生前期に参観実習（各1週間）があるが単位設定はない。3年生前期の農漁村実習（2週間）、授業実習2週間、4年生の総合実習4週間と、教育大学の中でも実習数が多く（10週間）設定されている。これらの事からわかるように、教育実習の在り方はその大学の特徴が表れている。

【表 1】教育大学における教育実習の単位数と構成

大学名	単位	構成
京仁教育 大学校	5	教育奉仕 30 時間（1 単位）、参観実習 2 週（2 年前・1 単位）、授業実習 3 週（3 年後・1 単位）、授業・実務実習 4 週（4 年前・2 単位）
公州教育 大学校	4	参観実習 1 週（2 年前、単位設定なし）、授業実習 4 週、（3 年後、1 単位）、総合実習 4 週（4 年前、1 単位）、協力実習 60 時間（4 年前、2 単位）
大邱教育 大学校	4	参観実習 1 週（1 年前、単位設定なし）、参観実習 1 週（2 年前、単位設定なし） 農魚村実習 2 週（3 年前、1 単位）、授業実習 2 週（3 年後、1 単位）、授業実習 及び実務実習 4 週（4 年前、2 単位）、教育奉仕活動 60 時間（単位設定なし）
釜山教育 大学校	4	観察実習 1 週（2 年前、単位設定なし）、参加実習 2 週（2 年後、1 単位）、授業 実習 2 週（3 年前、1 単位）、運営実習 2 週（3 年後、1 単位）、実務実習 2 週（4 年前、1 単位）
全州教育 大学校	4	参観実習 1 週（1 年前、単位設定なし）、参観実習 1 週（2 年後、単位設定なし）、 授業実習 4 週（3 年後、2 単位）、授業実習 1 週及び学校実務実習 3 週（4 年前、2 単位）、教育奉仕実習 30 時間
晋州教育 大学校	4	教育奉仕実習（2 年前、単位設定なし）、参観実習（2 年後、1 単位）、授業実習 （3 年前、1 単位）、授業実習（3 年後、1 単位）、実務実習（4 年前、1 単位）
清州教育 大学校	4	教育実習 5 日 40 時間（1 年、単位設定なし）、教育委実習Ⅱ 10 日 80 時間（2 年 後、1 単位）、教育実習Ⅲ 1 週大学・3 週学校（3 年後、1 単位）、教育実習Ⅳ 2 週大学・4 週学校（4 年前、2 単位）、教育奉仕実習 30 時間（単位設定なし）
春川教育 大学校	4	参観実習 2 週（2 年後、1 単位）、授業実習 2 週（3 年後、1 単位）、総合実習 4 週（4 年前、2 単位）、教育奉仕活動 50 時間（単位設定なし）

出典：各学校ウェブサイトより入手した『2020年度教育課程』を基に筆者作成。

(2) コロナ禍における教育実習の実施

以上で見たように、各大学では単位としてカウントしない実習を含め、4 単位以上（8 週以上）の実習を設けていた。初年次より参観実習を組み込む大学もあるため、この度の新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きかった。

韓国では 2020 年 1 月 19 日に中国武漢から入国した女性に初感染が確認されて以降、2 月に宗教施設でのクラスター発生や市街地での感染拡大がみられ、2 月 23 日には国内の感染症危機レベルを最高段階の「警戒」に引き上げるなど急速な感染拡大がみられた。韓国の大学の始業は 3 月 1 日であり、2 月は春休み期間であるが、留学生を多く受け入れる高等教育機関に対して教育部は早々に前期開講の延期と授業のオンライン化を決定した。教育大学も同様にオンラインによる授業が開始した。

教育部は 3 月に全国の初・中・高校に対し休校命令を発し、結果的に 4 月 9 日までの 1 か月全国の学校が休校となった。その後韓国では初となるオンラインによる始業が決定し、全国の高校 3 年生及び中学校 3 年生から順次オンラインによる授業が開始された。5 月には一部登校授業が再開するが、登校者数の制限や学年別・クラス別登校日の設定など密を避けた登校体制がとられた。

教育実習でハードルとなったのは、感染症拡大による大学の全面オンライン化と学校現場の全面休校・オンライン授業化であった。新型コロナウイルスの感染拡大により、全国の学校がオンラインによる授業実施を行う中で、教育実習の実施が困難になるケースが発生していたため、教育部は、2020 年 3 月 24 日、教職課程をもつ大学に教育実習の運営に関する臨時措置（以下「臨時措置」という。）を公表した⁽¹⁵⁾。「臨時措置」によれば、2020 年度の 1 学期（前期）に設定されている実習科目に限り、既存の教育実習校における実習 2 単位（4 週）のうち、1 単位（2 週分）を教員養成機関における間接実習（1 単位、15 時間以上）に振り替えることを認めるとしたものである。間接実習では、オンラインによる模擬授業や発表、既存の授業動画の視聴、中央教育研修院などが提供している実習生向けの研修動画の視聴などを行うというものであった⁽¹⁶⁾。また、実習受入れ校の児童・生徒・教職員あるいは実習生から感染者が出て、

実習継続が困難になった場合は、教員養成機関の長の裁量により代替プログラムを履修させることを認めることも示された。

学校での教育実習では児童・生徒と接触しないようにし、オンライン授業の補助やオンライン授業の参観などが行われることになるが、オンライン授業の準備や感染拡大防止への対応などにより学校現場の業務負担は増加しており、実習生の受入れに例年通り対応できるか、実習受入れ校及び実習生の双方が不安視しているとの報道もみられた⁽¹⁷⁾。

(3) 清州教育大学の対応ケース

清州教育大学⁽¹⁸⁾は、3月2日に予定通り2020年度を開始したが、授業開始日は延期され3月16日からとされた。3月16日からの授業は、全てオンラインとされ、オンラインコンテンツを活用した授業、リアルタイム双方向授業、掲示板討論型授業、課題活用型授業のいずれかで行われることとなった。当初は2週間のオンライン授業の後、対面授業を開始するとしていたが、4月3日の時点で、コロナが収束するまで無期限オンライン授業とすることを発表した。

教育実習をサポートする清州教育大学学校教育実習支援及び附設学校協力センター⁽¹⁹⁾は、2020年4月2日に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための2020年度教育実習Ⅳの日程変更について」という案内文を掲載している。教育実習Ⅳは、4年生前期に設定される4週間の学校現場実習科目である。前述した教育部の「臨時措置」を受けての調整とみられるが、同案内によれば、当初教育実習Ⅳの運営日程は2020年4月6日～5月1日の4週間を全て実習校における実習としていたが、感染症の拡大をうけ期間を変更し、5月25日～29日（1週間）を間接実習⁽²⁰⁾として実習の事前準備及び特講、オンライン研修の期間とし、6月1日～12日（2週間）を直接実習期間、6月15日～19日（1週間）を間接実習として実習後の指導を実習受入れ校と共に行うとした⁽²¹⁾。4週間の実習のうち2週間を大学での間接実習に切り替えた形となる。

清州教育大学では、6月1日に実習を開始することを決定し、できるだけ子供との接触を避け、在宅実習も視野に入れつつ、教育実習を行うこととした。2020年5月18日にセンター長名で出された「教育実習Ⅳ運営関連の案内」によれば、オンライン・対面の併用による実習を行うとしつつも子供たちとの接触は極力避けることが示され、例えば、子供が下校した後に出勤し、担任の教師と活動することなどを挙げている。また、案内の中でセンター長は「史上初めての事態ですが、コロナのような感染症はいつでもまた発生しうるもので、我々の日常を脅かします。「教師の未来の力量」が話題となっていますが、予期できない状況で子供の安全を守ることやはり教師が備えるべき未来の力量です。その点でこの状況とこの状況に対応する学校と教師の努力もやはり学ぶ対象になると言えます。学校に行く際注意深く観察し、積極的に参加し多くの事を得られることを願っています」とコメントしており、コロナ禍下の実習について、学校がどのように子供の安全を守るかを見て学ぶ機会として捉えなおしていることが分かる。ヨム・ウンヨルセンター長によれば、実際の現場実習は、児童数が少なく防疫体制が相対的に管理しやすい学校では通常通り行われたが、その他の学校では子供が下校した後に出勤したり、子供と接触しない教室でオンライン授業のコンテンツ作りを行ったりしたという。

以上のように、韓国でも教育実習の実施は問題とされ、教育部の「臨時措置」により、実習の半分を間接実習に切り替える措置がとられ、さらに学校現場での実習もオンラインによる実習や子供と極力接触しない実習へと切り替えられた。

3. 日韓の対応の異同と特徴

COVID-19 感染拡大下における日本と韓国の教育実習に関する対応に着目した結果、両者の間には共通性を見出すことができたと同時に具体的な対応の在り方には注目すべき差も確認することができた。

日韓の教育実習における対応はいずれも最終的に「特別な措置」が講じられたという点で共通している。しかし特別な措置として認めた教育実習の実施方法については両国で若干の違いを見せた。結果的に日本では「令和2年度に限り、教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う授業により行うことができることとする」ことになり、実習と同様の教育効果が得られるプログラムを提供できれば実質現場での実習と代替可能としたのに対し、韓国では、4週間のうち2週間を間接実習とする措置がとられ、2週間は現場での実習を行うことが求められた。つまり、日本では学校現場から距離を置くことが想定されていたのに対し、韓国ではあくまでも学校現場での実習実施が前提とされたのである。

この対応の差については、両国の教員養成制度の違いとコロナ禍における教育行政の対応の差という2つの視点から考察できる。日本の開放制に基づく教員養成とは異なり韓国の初等教員養成は教育大学でのみ行われる目的養成制度をとっている。したがって、初等教員養成に限れば毎年の教育実習は、具体的な実施形態を含め、国による一定程度のコントロールが可能で、受入れ校との調整も日本のそれに比べ相対的に管理しやすい。また、目的型養成は実習受入れ側による実習生への教育モチベーションが維持しやすいためコロナ禍における受入れも、業務的負担があるとはいえ、当然のこととして認識されたものと思われる⁽²²⁾。

次にコロナ禍における教育行政の対応の差であるが、一斉休校命令が出された点やその後の段階的登校や時差登校など両国でコロナ禍の学校防疫が徹底された点は共通する。しかし、韓国では一斉休校後、ただちに全面オンラインによる授業が開始された。教育実習の実施には、児童・生徒の安全の確保が最優先されるが、韓国での全面オンライン化は、実習生と児童・生徒の物理的接触が回避される環境も提供することとなり、学校現場での実習受入れを可能とする判断材料になったと考えられる⁽²³⁾。この点は学校でのICT活用とそれを可能とする環境整備の差が日韓の対応の差に反映された結果とみることもできるだろう。

両国において「特別な措置」により現場での実習が従来とは異なるものとなったことが教員免許を取得するための教育活動に与えた影響は大きい。「特別な措置」が従来の現場実習と同等の質を保障するものとして機能したか、また、いまだ収まりを見せないCOVID-19の感染拡大の中で次年度の教育実習をどのように計画・実施するのか。2020年度の経験の検証とそれらを踏まえて今後の方策を立てることが両国に共通する喫緊の課題である。

おわりに

本稿では2020年のCOVID-19感染拡大が教育実習の実施に深刻な影響を及ぼしたこと、また、そうした影響に「特例措置」をもって対応した日韓の取組みについての情報を整理し、検討を加えた。

「特例措置」によって例年とは大きく異なるかたちでの教育実習の実施を認めざるを得なかったという点で日本と韓国の対応は共通していたが、最終的に現場での実習を行わないというケースを認めるか否かという点では両国に差が認められた。日本が現場実習を行わないケースを認めざるを得なかった背景として、臨時休校の長期化による学校再開の遅れとそれを生じさせた、特に公立学校におけるオンライン授業の一斉実施を実現しえなかった環境整備の不十分さを指摘することができる。私立学校や高等教育機関においては図らずもオンライン授業の導入をめぐる議論と試行が重ねられ、多くの知見と課題

が明らかとなったことは重要な収穫であったといえよう⁽²⁴⁾。

一方の韓国では教育部が COVID-19 の流行を契機に、教員養成段階におけるオンライン授業実践力の向上を目的とした「未来教育センター」を設置することを含む「教員養成大学遠隔教育力量強化事業計画」を発表した⁽²⁵⁾。同センターには、オンライン実習室やコンテンツ制作室などが設けられ、オンラインの授業方法のみならずオンラインによる学級管理やオンラインにおけるチームティーチング等の方法を教員養成段階から学習できるようにするという。こうした動きは、教育実習における現場実習の位置付けとともに今後求められるオンライン教育への対応を教員養成段階でいかに身につけるかという課題について検討する際に注目すべきものとなるだろう。韓国の取組みについての評価については別途検討を要するものの、こうした先行する事例には引き続き注目し、調査を続けたい。

(付記)

本稿を執筆するにあたり、貴重な情報を提供して下さった韓国の清州教育大学校教育実習センター長であるヨム・ウンヨル教授に感謝申し上げます。

なお、本稿は、JSPS 科研費 (19K02408) の助成を受けて行われた研究 (「教員養成の理念と制度に関する日韓比較史研究」) の成果です。

【注】

- (1) 共同通信「国立大「教育実習に影響」9割 感染拡大により」2020年5月28日。<https://news.yahoo.co.jp/articles/fb75645a05f8a3f6c4210eb96005489e43ec10c2> アクセス日: 2020年11月5日。
- (2) この件について天理大学の永尾教昭学長と天理市の並河健市長は2020年8月20日に記者会見を行っている。
- (3) 大阪府岸和田市の件について報じた日本経済新聞の記事によれば、「実習生は8月末から来ていたが、9月上旬に体調を崩し、7日に検査で陽性になったと学校に連絡した。市教委は同日中に児童らを帰宅させ、10日までの休業を決めた。その後、保健所と対応を協議する中で実習生が検査を受けていないことが発覚。本人に確認するとうそを認めた」という。(日本経済新聞「コロナ陽性とうそ、休校に『教育実習早く終えたく』」) 2020年9月9日。<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ063612430Z00C20A9000000/> アクセス日: 2020年11月5日。
- (4) 熊本日日新聞「コロナ禍、教育実習やっスタート 県立高、受け入れ断りも 実習生に戸惑い」2020年10月6日。<https://news.yahoo.co.jp/articles/c456a9ebcfed39b41a4cd3b12b5de405c42e73bf> アクセス日: 2020年11月5日。
- (5) 厚生労働省「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について (1例目)」2020年1月16日報道発表資料。
- (6) 文部科学省「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について (通知)」2020年4月3日。
- (7) 全国私立大学教職課程協会に加盟する426大学を対象として2020年9月12日～10月7日に行われた調査。WEB 回答による調査で回収率は83.5%。
- (8) 一般社団法人全国私立大学教職課程協会『「COVID-19の影響下にある今年度教育実習・介護等体験の見直しに関する調査」結果概要について』2020年11月。
- (9) 2020年5月1日、教職課程を置く各国公私立大学長、教職課程を置く各指定教員養成機関の長、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国公立大学法人の長、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長宛に文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長名で出された文書。
- (10) 一般社団法人全国私立大学教職課程協会、前掲資料。
- (11) 同上。
- (12) 無論、主として教員養成を行う教育大学、教育学部というグループ内でも、また、全学部にまたがる教職課程を運営する大学というグループ内においても個々の対応には差が生じている可能性がある。こうした点については今後情報が収集・整理され、この度の「特例措置」についての検証が行われる必要があるだろう。
- (13) 韓国の中等教員免許には中学・高校の区分はない。
- (14) 高等教育法第41条では、一般大学とは別に教育大学及び師範学部が定義されており、それぞれの目標が定められている。①教育大学は初等学校教員を養成することを目的とする。②大学の師範大学は、中等学校教員を養成することを目的とする。③大学には特別な必要がある場合大統領令が定めるところにより教員の養成を目的とする教育科を置くことができる。
- (15) 教育省「コロナ19 拡散防止のための学校現場実習の運営関連案内」2020年3月24日。
- (16) 中央教育研修院は、教育省所属の公務員や教育分野に従事する者に対する研修、研修プログラムの開発及び研究を行う教育省傘下の機関。実習生向けの動画コンテンツは、韓国大学公開講義 (Korea Open Course Ware : KOCW) やオンライン教育情報提供サイト (<http://www.edunet.net/>) でも提供されている。
- (17) 東亜日報 2020年4月13日。

- (18) 忠清北道清州市に本部を置く初等教員養成のための国立大学。本節の執筆にあたり、清州教育大学校教育実習センター長のヨム・ウンヨル教授より情報提供を受けた（2020年12月15日）。
- (19) 清州教育大学校教育実習支援及び附設学校協力センター（<https://www.cje.ac.kr/group/ctps>）。
- (20) 5月25日～29日まで行われる間接実習では、同期間内に①教育実習Ⅳの事前オリエンテーション、②教育実習の協力校別紹介、③賢い実習生活、④先輩実習生の経験、⑤様々な授業事例（オンライン授業の例も含む）、⑥多様なクラス経営の事例についてオンラインによる授業が行われた。
- (21) 清州教育大学では、アメリカ・ユタ州やカナダ・トロントにおける教育実習も行っているが、いずれも延期・中止となっている。
- (22) 初等学校の実習受入れ校の決定は、大学と教育庁（日本の教育委員会に相当）との調整により行われ、清州教育大学の場合、附属初等学校を含む10校が実習協力校になっている。協力校の選定は、大学が教育庁に提出した実習希望条件（児童数、農漁村や都市部、革新学校指定の有無など）に対し、初等学校が実習校申請を出し、そこから選定される。選定された実習実施校には加算点があるため、実習受入れは各学校のメリットになる。実習の定員は学科別に振り分けられており先着順で、定員を超えた場合は大学が任意で振り分ける。中等教員養成の実習は母校を中心に学生が確保するが、受入れが整わない場合、大学の紹介を受けることになる。
- (23) 実習の実施は当初の4月から6月頃に延期した大学がほとんどで、実習実施時には登校授業とオンライン授業が併行されている時期である。実習形態は受入れ校によって異なり、対面実習を行う学校もあれば、全面オンラインによる実習とした学校もあった。
- (24) オンライン授業の一斉導入を可能とする環境整備に関する課題だけでなく、大学でのオンライン授業に対する批判の一部に見られる、技術が従前の教育活動を代替することに対する歓迎ではなく忌避の反応についても今後慎重に検討される必要があるだろう。
- (25) 事業計画によると、全国の教育大・師範学部を対象に、2020年末までに10大学を公募・選定し、選定校あたり約3億ウォン（約3,000万円）を支援する事業で、2021年にさらに10校、2022年に8校を追加で指定し、未来教育センターを設置するとしている。教育部報道資料2020年8月12日付。